




# 八王子都市計画

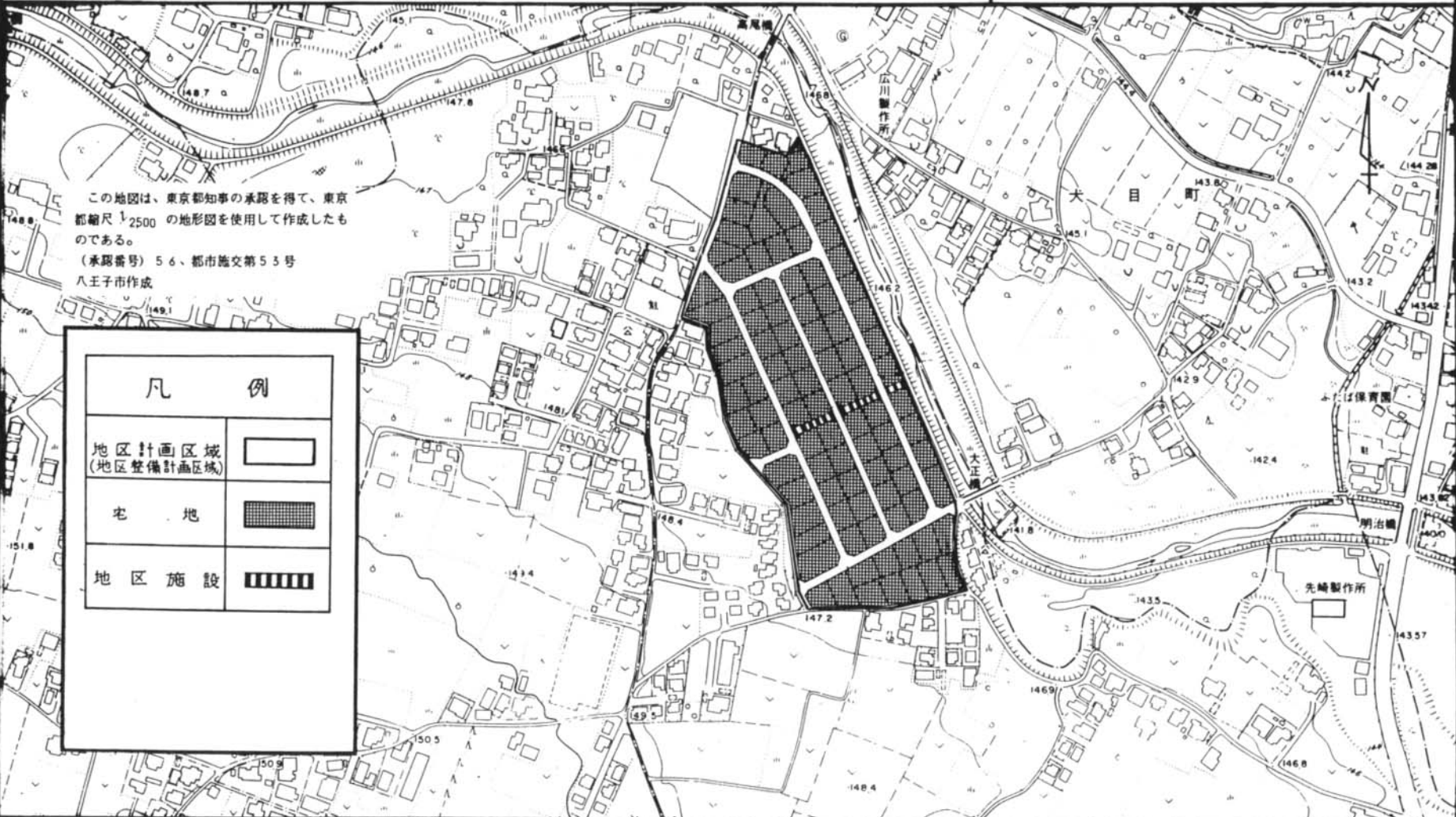
## 唐松団地地区地区計画計画図

八王子市檜原町地内

確認	昭和59年8月20日
所管部課名	地域計画部 地区開発計画課

この地図は、東京都知事の承認を得て、東京  
都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したも  
のである。  
(承認番号) 56、都市施交第53号  
八王子市作成

凡 例	
地区計画区域 (地区整備計画区域)	
宅 地	
地区施設	



八王子都市計画地区計画の決定〔八王子市決定〕

都市計画唐松団地地区地区計画を次のように決定する。

名 称		唐松団地地区地区計画				
位 置		八王子市檜原町地内				
面 積		約 2. 6 h a				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区は、八王子市中心市街地北西部に位置し、八王子市住宅公社により開発された住宅団地で、既に低層住宅地として良好な住環境が形成されている。</p> <p>そこで、本計画により、既に形成されている良好な住環境の維持、保全を図る。</p>				
	土地利用の方針	敷地の細分化、建築物用途の混在等の防止により、既に形成されている良好な住環境の維持、保全を図る。				
	地区施設の整備方針	地区中央には、散策できる公共空地として緑道が配置されている。この地区施設の機能が損われないよう維持、保全を図る。				
	建築物等の整備方針	一戸建住宅を主体とした整った街並を保全するとともに、日照、通風等を確保するため、建築物の用途制限、敷地面積の最低限度、建築物の高さ制限について定め、適正な誘導、規制を行う。				
地	位 置	八王子市檜原町地内				
	面 積	約 2. 6 h a				
区 整 備 計 画	地区施設の配置及び規模	公共空地	名 称	幅員 m	延長 m	備 考
			緑 道	5. 5	61. 7	計画図表示
備 計 画	建築物の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <p>1. 住宅（長屋を除く。）</p> <p>2. 診療所（患者の収容施設を有するものを除く。）</p>				
	建築物の敷地面積の最低限度	170 m <sup>2</sup>				
	建築物の高さの最高限度	9m以下とし、かつ、軒の高さは7m以下としなければならない。				

「区域及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり。」

<理由>

既に形成されている低層住宅地として良好な住環境を維持、保全するとともに、現在、周辺地区はスプロール化が進行しているため、この唐松団地が良好な市街地形成の核的要素となるよう地区計画を決定する。